

修理保全のための第三国機の入国手続

昭和35年(1960年)9月の日米合同委員会において、従来第三国軍用機が修理保全のため米軍施設へ入国する場合は、通常的外交経路による必要手続がとられることになっているのに加えて、米軍は、当該機の機種、機体番号、入国予定等を日本国政府に通報しなければならないことが合意された。

なお、昭和35年5月の日米合同委員会において、修理保全のため韓国軍用機、船舶が米軍施設へ入国する場合には、通常的外交経路により入国のための必要手続がとられていなければならないことが合意され、日米地位協定発効と同時に実施されている。